

登記完了の予定について

3月22日申請の登記完了予定日のお知らせ（毎日午前9時30分頃更新します。）

登記申請の集中等のため、登記の登記完了予定日は次のとおりとなります。
※登記申請された時刻と同時刻の完了を目安としています。

登記所名	権利に関する登記 (相続・売買・抵当 権抹消等)	表示に関する登記 (新築・滅失・分筆等)	商業・法人に関する 登記
本局	3月29日	3月28日	3月26日
丸亀支局	3月27日	3月28日	
観音寺支局	3月26日	3月27日	
寒川出張所	3月26日	3月28日	

なお、年末・年度末及び月末など登記申請が集中する日のほか、次の場合には登記の完了が遅れる場合があります。

- 登記申請に不備等がある場合
- 土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 不動産登記で登記識別情報又は登記済証の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所へ本店（主たる事務所）を移転する場合
- 登記申請の内容により処理に時間を要する場合
- ※ 郵便等により登記申請をされた場合は、申請書が法務局に配達された日（配達日）が登記申請日となります。

また、**オンライン**により登記申請をされ、添付書面を郵送又は持参された場合は、添付書面が法務局に到達し次第、速やかに審査を進めることとしていますが、当該書面が到達した日によっては、オンラインによる申請日に対応する登記完了予定日に登記が完了しないことがあります。

書留郵便の配達日は、日本郵便の「郵便追跡サービス」により、確認することができます。

お問い合わせ先

登記所名	電話番号
本局 不動産登記	087-821-6191
商業・法人登記	087-821-6409
丸亀支局	0877-23-0229
観音寺支局	0875-25-4528
寒川出張所	0879-43-4803